

岬台保育園 運営規程

(名称及び所在地)

第1条 社会福祉法人峰成会が設置するこの保育所（以下「当園」という。）の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岬台保育園
- (2) 所在地 青森県八戸市岬台二丁目9番2号

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 当園の目的は、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性や生活の連続性を重視しつつ、家庭において養育されることが困難な子どもに対し保育を提供することを目的とする。

2 当園の運営の方針は、次のとおりとする。

- (1) 園児の生活環境のいかにかわらず、保育上差別されない。
- (2) 地域の協力・家族との緊密な連絡のもとに児童の福祉の増進を図る。
- (3) 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年八戸市条例第31号）のほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他関係法令を遵守して運営する。

(提供する保育の内容)

第3条 当園は、保育所保育指針に沿って、以下に掲げる乳幼児の発達に必要な保育その他の便宜を提供する。

- (1) 特定教育・保育 第8条に規定する時間において、保育を提供する。
- (2) 食事の提供。
- (3) その他保育に係る行事等。
- (4) 延長保育・一時預かりの実施。

(利用定員)

第4条 当園の利用定員は、次のとおりとする。

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（以下「2号認定子ども」という。） 10人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（以下「3号認定子ども」という。） 10人
ア 3号認定子どものうち、満1歳以上の子ども 7人
イ 3号認定子どものうち、満1歳未満の子ども 3人
- (3) 上記(1)(2)の合計を20名とする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園に配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、別紙職員表のとおりとする。ただし、員数は児童数により変動することがある。

(保育を提供する日)

第6条 当園の保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(保育を提供する時間)

第7条 当園の保育を提供する時間及び開園時間は次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間 7時00分から18時00分まで
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間 8時00分から16時00分まで
- (3) 開園時間 7時00分から20時00分まで

- 2 当園は、保護者がやむを得ない理由により前項に規定する保育時間の前後に保育を希望する場合には、開園時間内において延長保育を実施する。
- 3 当園は、一時預かり（8時00分から16時00分まで）を実施する。

(保育料その他の費用等)

第8条 当園の保育を利用した保護者は、児童の居住する市町村の長が定める保育料を当該市町村に対し支払うものとする。

- 2 当園は、保護者から次に掲げる費用を徴収する。ただし、市町村が第1号に掲げる保育料を保護者から直接徴収する場合には、第2号に掲げる費用のみ徴収するものとする。
 - (1) 児童の居住する市町村の長が定める保育料
 - (2) 別表に定める費用
 - ア 保育の提供における便宜に要する費用
 - イ 延長保育に係る費用
 - ウ 一時預かりに係る費用

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第9条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとし、当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。

- 2 当園は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
 - (1) 保護者から利用の終了に係る届出が提出されたとき。
 - (2) 保護者が法に定める支給認定要件に該当せず、市町村が支給認定を取り消したとき。
 - (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
 - (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。
 - (5) 児童が就学するとき。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 当園は、児童の安全の確保を図るため、マニュアルに基づき必要な訓練等を行う。

- 2 当園は、事故発生防止のための指針を整備し、委員会及び職員に対する研修を定期的に行うとともに、事故が発生した場合は必要な措置を講ずる。

(非常災害対策等)

第 11 条 当園は、災害に備えて消防計画等を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、月 1 回以上の避難訓練及び消火訓練を実施するものとする。

- 2 当園は、地域の特性に応じた非常災害に関する具体的な計画(非常災害対策計画)を策定し、地震、水害等を想定した訓練を実施するほか、保護者及び市町村等への連絡体制を整備し、関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置)

第 12 条 当園は、児童の人権の擁護及び虐待の防止のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - (2) 職員による児童に対する虐待等の行為の禁止
 - (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - (4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 前項第 2 号における虐待等の行為とは、市運営条例第 25 条に規定する行為をいう。
 - 3 当園は、当園の職員又は養育者(児童を現に養育する保護者等)による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

(その他運営に関する重要事項)

第 13 条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 29 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 1 年 12 月 25 日から施行し、同年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 6 月 10 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別紙職員表

職員の職種、員数及び職務内容

職種	員数	常勤	非常勤	職務内容
園長	1	1		職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、児童を全体的に把握し園務を行う。
主任保育士	1	1		園務整理、保育計画の立案及び育児相談等の業務を行う。
副主任保育士	1	1		主任保育士を補佐し、園全体の業務を遂行する。
保育士	6	6		児童の保育を行う。
調理員	2	1	1	給食・おやつの調理及び調理室の衛生管理を行う。
事務員	1	1		経理及び庶務等の事務全般を行う。
用務員	1	1		園内外の雑務を行う。
嘱託医	1		1	児童の定期健康診断及び心身の健康管理、並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。
嘱託歯科医	1		1	

別表

1 保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）

項 目		金 額
主食費	(2号認定子ども)	持参により無料
副食費		月額 5,000 円
災害共済給付		年額 300 円

2 延長保育に係る費用

項 目	金 額	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
7時00分～8時00分		100 円
16時00分～17時00分		100 円
17時00分～18時00分		200 円
18時00分～18時30分	100 円	300 円
18時30分～19時00分	300 円	400 円
19時00分～20時00分	500 円	500 円

3 一時預かりに係る費用（給食・おやつ代含む）

項 目	金 額
8時～12時	1,000 円
12時～16時	1,000 円
1時間毎	300 円